

注意事項

- 飲食を扱う出展者は、下記の「飲食の取扱いについての注意事項」の内容を把握の上、お申し込みをお願いします。
- 政治的・宗教的活動・PRと思われる行為を禁止します。また、法令を遵守し、公序良俗に反しないようお願いします。
- 申込みが予定区画数を超えた場合、抽選により出展者を決定いたします。
- 申込みは1事業所（団体）につき1つとします。（※同一とみなされる複数の応募はお断りします）
- 当選の連絡後は出展料を期日までに事務局まで振込か持参をお願いします。（※窓口は土日除く）
期日を過ぎた場合は出展を辞退したものと見做し、キャンセル待ちの出展者を繰り上げ当選とします。
- 出展権利の譲渡（金銭授受を問わず）は抽選の公平性の観点からもしないようお願いします。
- 出展場所は運営委員会で決定しますので、ご了承ください。
- やむを得ない事情で出展を取り消す場合は、早急に事務局にご連絡をください。
- 出展者説明会（別途案内）には必ず出席してください。
- 出展者用の駐車場は用意できません。（お客様と共用になりますので、極力乗り合わせでご来場ください）
- 出展に際し、会場や備品を汚したり破損させたりした場合は出展を取り消します。
また、程度により弁償していただくこともございます。
- 会場での盗難や破損、事故、又は販売商品による食中毒や事故等が発生した場合は、当該出店者の責任により速やかに対応してください。また、主催者側による補償等は一切できませんのでご了承ください。

飲食にかかる注意事項

- 令和3年6月に食品衛生法が改正され、現地での調理食品については、取り扱える品目は1品目のみとなります。（取扱品目の例は、別紙「行事で取り扱える飲食物一覧」を参照ください。）
- 食品を提供する出展者は、営業許可証（県内一円もしくは臨時施設での営業許可）が必要になる場合がございます。ご不明の点がありましたら、運営委員会までお問い合わせください。
- 食品衛生法・消防法及び関連法令の法規制・衛生基準・防災基準を遵守して、食中毒や異物混入、火災等の事故や苦情等が起こらないように、最大限の注意を払って営業を行ってください。（PL保険の加入推奨）
- 市販の飲料を取り扱うのは品目の制限はございませんが、調理行程が伴う飲料は調理食品に含まれますので、ご注意ください。
- 運営委員会の許可を得ていない食品、飲料以外の物販は不可といたします。
- 保健所の指導により、販売できない品目等があります。（生もの、調理による冷やしもの等）
- 弁当や菓子類等の包装品を製造販売する場合は、製造品目に応じた食品衛生法に基づく営業許可が必要となります。該当する出展者は許可証の写しの提出をお願いします。また、包装品には食品表示が必要となります。
※. 営業許可がある店舗で調理・製造等して包装し、営業許可所在地と別の場所で販売する場合は表示が必要となりますので、ご注意ください。

食品表示例

名称	焼菓子
原材料名	大豆（カナダ）、バター、牛乳、砂糖、卵黄（卵を含む）
添加物	香料、レシチン（大豆由来）
内容量	1本
賞味期限	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください。
販売者	〇〇商事株式会社 千葉県〇〇市〇〇1-1
製造者	有限会社△△食品 千葉県〇〇郡〇〇町〇〇2-123

栄養成分表示1本（25g）当たり	
熱量	116kcal
たんぱく質	5g
脂質	8g
炭水化物	7g
食塩相当量	0.1g